

新居浜市教育委員会公告第3号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月28日

新居浜市教育委員会教育長 長 井 俊 朗

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 小中学校GIGAスクール用端末等整備事業
- (2) 事業場所 新居浜市庁舎及び市内全小中学校（小学校16校、中学校12校）
- (3) 事業概要 小・中学校GIGAスクール用端末等に係るシステム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、セキュリティ対策等）の構築及び保守運用などの業務一式。詳細は仕様書のとおり。
- (4) 契約方法 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (5) 契約期間 契約の日から令和13年1月31日まで
- (6) 賃貸借期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (7) 予定価格 公表しない。

2 一般競争入札参加者の資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和7・8年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(ウ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員

を含む。)又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められること。

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び添付書類の提出期限の日から入札日までの期間に、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年要綱第3号)の規定による指名停止を受けていないこと。

ウ 本事業に係るハードウェア及びソフトウェア全てを一括して納入できること及び保守運用を確実に履行できること。なお、他社の製品等を納入する場合及び既存システムとの連携作業を必要とする場合は、開発元及び発売元からのサポートを確実に受けることができること。

エ 令和2年4月1日以降に地方公共団体において、学校用ICT設備(サーバー・教員用PC・ネットワーク機器・教育用アプリケーション・ギガスクール端末等)賃貸借事業で1事業当たりの契約金額が2億円以上の事業を履行した実績があること。

オ 仕様書第1章5.2において、次の条件を満たすこと。

(ア) ギガスクール端末について、児童生徒数5,000人以上の自治体で保守運用を履行した実績があること。

(イ) この公告の日において、愛媛県内に継続して3月以上設置されている本店若しくは支店又は営業所を有する者であること。

(ウ) この公告の日において、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)の認証を受けていること。

(エ) 本事業と同等以上の内容の事業において、プロジェクト管理者としての実務経験を有する者を配置し、システム構築及び安定運用を担保する体制を確立できること。

(2) 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(第1号

様式) に必要書類を添付の上提出し、教育長に参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書 (第 1 号様式)

(イ) 添付書類

a 事業者概要書 (第 2 号様式)

b 契約実績報告書 (第 3 号様式)

c 配置予定担当者届出書 (第 4 号様式)

d 構築体制及び保守を含めたサポート体制図 (様式は任意)

e 機密保持誓約書 (第 5 号様式)

f 公立学校情報機器整備事業費補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取り扱い方法を示す資料 (様式は任意)

g 受付票 (第 6 号様式)

※b 及び d については、リース会社等による応札の場合は、構築・保守を対応する業者からも提出すること。

イ 提出方法 持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による提出。

ウ 提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 令和 7 年 9 月 5 日 (金) から令和 7 年 9 月 9 日 (火) までの執務時間中 (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。以下同じ。) とする。

(イ) 提出場所 末尾記載の 4 と同じ

エ 確認結果の通知

令和 7 年 9 月 12 日 (金) までに郵送により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、教育長に対し入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合において、令和 7 年 9 月 16 日 (火) の午後 5 時 15 分までに当該書面を末尾記載の 4 の場所に持参、郵送、電子メール、FAX のいずれかにより提出しなければならない。

イ 教育長は、上記アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 7 年 9 月 18 日 (木) までに、電子メール又は FAX により回答する。

3 一般競争入札の執行

(1) 入札に参加する者に必要な資格

2 の (1) 及び (2) により入札参加資格の確認を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 令和 7 年 9 月 24 日 (水) 14 時

イ 場 所 新居浜市庁舎 5 階 5 3 会議室

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参すること。

(3) 入札に付する事項

小中学校 GIGA スクール端末等整備事業

(4) 契約条項及び教育情報セキュリティポリシーを示す場所

契約書案、入札心得及び仕様書（以下これらを「契約条項等」という。）と教育情報セキュリティポリシーは、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 公告日から入札日までの閉庁日を除く執務時間中

イ 閲覧場所 末尾記載の 4 と同じ

(5) 契約条項等に対する質問の提出等

ア 提出期間 公告日から令和 7 年 9 月 9 日（火）までの執務時間中

イ 提出方法 質問書（様式は任意とするが、連絡先のメールアドレス、FAX 番号、電話番号及び担当者名を明記すること。）に記載し、学校教育課に持参又は電子メール若しくは FAX により送信すること。

ウ 提出場所 末尾記載の 4 と同じ

エ 質問に対する回答

質問者へ電子メール又は FAX により回答するとともに、入札日まで学校教育課のホームページに回答書を掲載する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は、免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則（昭和 39 年規則第 32 号）第 30 条の規定に該当する者については、免除することがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 入札の参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に、委任状（第 7 号様式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(イ) 電報又は郵送による入札は認めない。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約の相手方の決定

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方

とする。

(ア) 1 回目の入札で契約の相手方が決定しない場合は、直ちに 2 回目の入札を行う。

2 回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2 回を限度として見積合わせを行う。

(イ) 2 回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不落とする。

ウ 提出書類

落札者は、入札書に記載した金額に対応した経費内訳書（様式は任意とするが、数量、単価、金額等を記載すること。）を 7 日以内に提出すること。なお、経費内訳書は、参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

エ 入札の無効等

(ア) 入札参加資格のない者及び参加確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

(イ) 入札時点において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格の確認を取り消すものとする。

4 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課（新居浜市庁舎 5 階）

TEL: 0897-65-1301

FAX: 0897-65-1306

MAIL: gakkou@city.niihama.lg.jp